

# 平成 25 年度 国立大学法人北見工業大学 年度計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### ① 入学者受け入れの方針の見直しに関する目標を達成するための措置

a-1 基礎学力確認試験を用いた推薦入試を実施するほか、新高等学校学習指導要領に沿った入学試験の実施体制等を整備する。また、平成 20 年度一般入試から導入した系別募集の入試データ等を基に、入学後の修学状況との関係を分析するとともに、引き続き、入試方法・体制等を点検し、必要な改善を行う。

a-2 入試広報については、強化してきた高校訪問を継続して実施するとともに、オープンキャンパス、東北地区における本学独自の進学説明会については、アンケート結果等に基づき内容の見直しを行う。また、積極的な情報発信の一環として、大学紹介 DVD に代えて擬似的にオープンキャンパスを体験可能とするコンテンツを作成し、本学のホームページを利用して発信を行う。

b-1 大学院への学生の受入促進を図るため、アジア圏の海外協定校や日本語学校の留学説明会等において、本学大学院の教育・研究内容を周知する。

b-2 平成 24 年度から変更した博士前期課程の入試方法を点検し、必要な改善を行う。また、博士後期課程の入試方法・体制等を点検するとともに、特別選抜入試の方法について検討する。

##### ② 学部・大学院の継続性の重視に関する目標を達成するための措置

a 大学院博士前期課程改組に伴い整備した科目を平成 24 年度に引き続き実施するとともに、平成 25 年度から開講する各専攻横断的に設定した副コース科目を円滑に実施する。

##### ③ カリキュラムの見直しに関する目標を達成するための措置

a 平成 24 年度にカリキュラムを整備した選択科目Ⅰを実施する。また、選択科目Ⅲの科目構成について、平成 24 年度に引き続き教育改善推進センターにおいて検討を行い、検討結果に基づき教務委員会において平成 26 年度からの実施に向けカリキュラムを整備する。

b 引き続き短期履修科目（4 セメスター制）を実施するとともに、担当教員と学生に対しアンケート調査を行い、教育改善推進センターでその調査結果について検討する。

④ 成績評価に関する目標を達成するための措置

a 平成 24 年度に導入を決定したレーダーチャートによる学習教育目標到達度の評価を実施するとともに、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）を「個人別成績一覧」へ反映させ修学指導に活用し、学力を総合的に判断できるシステムの構築に向け検討を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 教職員の配置に関する目標を達成するための措置

a-1 平成 24 年度に導入した web を利用した工学基礎科目（数学）及び教養科目（英語）の補習教育を引き続き実施する。

a-2 学生の退学率、留年率改善のため、初年次教育、スクリーニング制度のあり方を教育改善推進センターにおいて検討する。

b 外国人教員及び女性教員の採用の努力目標の達成に向け、環境整備の取組を行うとともに、採用に努める。

② 教育の質を改善するための組織体制の整備に関する目標を達成するための措置

a1-1 教育の質向上のため、授業アンケートを実施し、授業改善及び学生への結果公表を引き続き行う。

a1-2 引き続き教育改善推進センターで FD の年間計画を企画し、実施する。

a2 学生の職業意識向上を図るために、キャリアデザイン科目を平成 25 年度中に設定するとともに、インターンシップ教育支援体制について、中小企業家同友会オホーツク支部等と協同するなどにより、受入れ企業の拡大など支援体制の充実を図る。

a3 SA・TA の配置基準等を見直すことで効果的な配置システムを構築し、教育補助業務の充実を目指す。

b1 引き続き、「北大パイオニア人材協働育成システムの構築」連携校として、若手研究人材の育成に協力する。

b2 教養教育の充実を図るため、北海道内国立大学が、単位互換制度を利用した双方向による遠隔授業により、相互に、不足する分野の授業科目を補完する取組の実施に向け、環境を整備する。

③ 教育についての環境整備に関する目標を達成するための措置

a-1 IT を活用した自学自習環境の充実を図るため、語学演習室、第 2 演習室並びに IT 活用教育支援システムの利用実態の調査を行う。

a-2 平成 25 年度に新たに発足する学術情報機構において図書館と情報処理センターが連携し、情報ネットワーク、セキュリティ及び学術情報サービス等のガイダンスを実施する。また、情報探索講習会の内容を充実させ、IT を活用した学習支援体制を強化する。

a-3 平成 24 年度から本運用を開始したパソコン相談室について継続運用を実施するとともに、利用者ニーズに応じた内容の充実を図る。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### ① 学生支援プログラムの整備に関する目標を達成するための措置

a 大学院博士後期課程進学予定の博士前期課程学生を対象として、授業料免除を実施する。

b-1 学生により組織する北見工業大学環境保全学生委員会（KITeco）の自主的な活動を促進するため、必要な支援を行う。

b-2 ピア・サポーターの活動を活性化させるため、他大学のピア・サポーターとの交流を行う。

c 学生よろず相談室員とカウンセラーの懇談会を実施し、学生相談の現状について情報の共有を図る。

d 東日本大震災により、引き続き授業料等の納付が困難な学生に対し、経済的理由により入学・修学を断念することがないように、授業料免除等の経済的支援を実施する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ① 研究の量的増大・質的向上に関する目標を達成するための措置

a-1 研究の量的増大・質的向上を推進するため、研究推進機構において、組織的な研究を進めるための必要な支援を行う。

a-2 高度な研究設備を持った大学・研究機関等との共同研究等について、研究推進機構において戦略的に推進する。

#### ② 特色ある高度な研究の推進に関する目標を達成するための措置

a1 研究の進捗状況や成果について検証を行い、特色ある研究プロジェクトを推進する。

a2 引き続き研究実施体制を整備し、迅速で効果的な研究成果を得るための必要な環境整備、外部資金獲得のための支援を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 組織的研究推進体制の整備に関する目標を達成するための措置

a1 「地域連携」「産学官連携」「研究戦略」を推進するための支援を行う。

a2-1 電子ジャーナルやデータベース等のトライアルを実施するなど利用率を調査して、学術情報サービスの効果的導入を検討する。また、学術機関リポジトリ「KIT-R」のコンテンツ充実のため、研究者総覧との連携を検証し、研究者に積極的な登録を促す。

a2-2 図書館環境整備計画に基づき、図書館職員の育成を目指し研修会等に積極的に参加するほか、他大学図書館等との交流も併せて検討する。

a2-3 平成 25 年度に新たに発足する学術情報機構において、学内における学術情報基盤の整備を積極的に進める。

b 平成 24 年度に発足させた研究推進機構の組織体制の効果・課題等を検討し、更なる充実策を検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 教育面での社会及び地域との連携強化に関する目標を達成するための措置

a-1 平成 24 年度から実施している社会連携教育プログラムの全学的な取組を目指し、広報委員会を通して提供内容を拡充するとともに、パンフレット等の広報手段についても検討を行う。また、地方団体等からの依頼に対しては、他課と連携して受入体制を強化する。

a-2 市内の小中学生を対象とした実験・実習・ものづくり等を主な内容とする参加募集型の地域連携事業を継続して実施するとともに、実施状況を検証し、随時内容の充実を図る。

② 研究面での社会及び地域との連携強化に関する目標を達成するための措置

a-1 地域のニーズ・課題について更に調査内容の充実を図り、課題の解決に対する取組を検討する。

a-2 地域自治体等との協定をもとに更に連携を深め、地域の課題解決に取り組む。

a-3 人材育成及び産学連携を推進するためのセミナーの開催や、地域企業のニーズに合わせた講演を実施する。

- a-4 自治体、企業等の他機関と連携して地域の行う事業・企画に参画するなど、地域のニーズに対応した交流を促進し、地域産業の活性化に貢献する。
- ③ その他社会及び地域等との連携強化に関する目標を達成するための措置
  - a 知的財産管理体制のあり方について検討する。
  - b1 大学と地域の連携活動を把握し、より効果的な連携のあり方について検討する。
  - b2 地域の公共図書館と積極的に交流し、イベント等の企画を検討する。また、図書館サービス向上のため、学内及び一般利用者に対して図書館利用に関するアンケート調査を実施する。
  - c-1 国や地方公共団体等の各種審議会や委員会等への積極的な参画や協力を継続する。「知の拠点」として大学が果たしている役割等の効果・課題等を分析しつつ、地域の課題に対応した取組を進める。
  - c-2 地域を志向した教育・研究を推進するため、地域（社会・産業・行政）との組織的な連携や地域課題解決に向けた体制について検討を行う。

## (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 協定締結校を中心とした交流の充実にに関する目標を達成するための措置
  - a1-1 留学生の受け入れを促進するため、学生等の交流実績が少ない協定校や英語圏の国での説明会等を実施する。また、留学希望者向けパンフレット、ホームページなど提供情報の充実を図る。
  - a1-2 協定校からの短期交換留学生受け入れを推進するとともに、協定校との短期交流研修を引き続き実施する。また、協定校の拡大を図る。
  - a1-3 学生の海外派遣を促進するため、海外語学研修やパンフレット等の作成、海外留学説明会を引き続き実施する。
  - a2 他機関との連携による国際化、海外派遣を引き続き推進する。
  - b 国際共同研究の推進に向けた取組を行う。
  - c1 引き続き留学生支援を行い、必要に応じて改善を図る。
  - c2 北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育の実施について検討する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 大学院の教育研究体制の整備・充実に関する目標を達成するための措置
  - b 改組後の博士前期課程に係る状況を把握するため、修了予定学生に対するアンケート調査を実施する。
  - c 博士後期課程の充実に向けて、各専攻において課題等の整理を行う。
- ② 学内運営組織の見直しに関する目標を達成するための措置
  - a 平成 24 年度に発足した研究推進機構、当年度から新たに発足する学術情報機構及び各種委員会を安定的に運営するとともに、見直しによる効果・課題等を検証する。
  - b 学術情報機構を発足させるとともに、平成 24 年度に発足させた研究推進機構において、研究ユニットによる機動的かつ効率的な研究を推進する。
- ③ 教員人事の適正化に関する目標を達成するための措置
  - a-1 教員人事の在り方及び教員配置の方向性について、引き続き教育研究評議会等において検討を進め、適切に人事計画を遂行する。
  - a-2 各教員が具体的な目標を定めることができるよう教員評価結果の分析を行うとともに、教員評価制度を活用する際の課題等についての把握を行う。
  - b 平成 25 年 4 月 1 日施行の改正労働契約法に則した任期制度となるよう、課題等の把握を行いつつ、適切に運用する。
- ④ 職員人事の適正化に関する目標を達成するための措置
  - a 北海道地区国立大学法人が共同で実施する統一採用試験の活用を原則としつつ、本学独自で定めた選考採用に関する基本方針を活用し、適切に採用を行う。
  - b-1 平成 23 年度に見直した職員評価制度を活用した昇任試験及び希望降任制度について、適切に運用するとともに、課題等の把握を行う。
  - b-2 事務職員評価制度を適切に運用するとともに、職員の意欲を高める活用策について検討する。
  - b-3 平成 24 年度から開始した新たな技術部技術員に係る評価制度について、適切に運用する。
  - c 優れた人材の育成や人事の活性化を図るため、他大学等との従来型の人事交流を継続する。また、平成 24 年度から実施している他大学との短期間の研修を継続し、課題や効果等について検証する。
- ⑤ 学内資源配分の見直しに関する目標を達成するための措置
  - a 施設等の利用実態調査を継続して実施するとともに、その分析を行い結果を公表し改善する。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

### ① 効率的な事務体制の構築に関する目標を達成するための措置

- a1 グループ制を見直すとともに、日常業務の点検と合わせて、効率的な組織形態のあり方の課題等の把握・検討を行う。
- a2 北海道地区の国立大学で、統一的な「旅費システム」の運用開始に向けた準備を行う。
- b 規則等の改正や各種システムの導入・変更などに伴う、業務フローチャート及び事務処理マニュアルの補完整備を継続して行う。
- c 参加した研修の効果等を引き続き把握するとともに、研修の参加にあたり受講者の意識を高めるために、平成 24 年度から取り組んでいる研修意義の確認（研修前）及び研修効果に対するアンケート調査（研修後）を継続して進める。

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

#### ① 業務収入の増加を目的とした検討組織の整備に関する目標を達成するための措置

- a-1 引き続き研究実施体制及び環境整備を行い、迅速で効果的な研究成果を得るための支援を推進する。そこで得られた研究成果を活用して、外部資金の獲得を目指す。
- a-2 外部資金獲得に向けて、科学研究費補助金等の申請支援及び「科研費パワーアップセミナー」を引き続き実施する。また、研究成果を広く社会に公開し、共同研究や受託研究などの獲得機会の増加を図る。
- b 地域自治体との連携強化を戦略的に推進するため、これまで行ってきた市町村訪問を充実させる。
- c 大学の施設設備を利用した共同研究を推進するとともに、平成 27 年度に予定している共同研究の検証にむけ、その方策を検討する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### (1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

- a2 引き続き人件費削減に努める。

### (2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

① 管理的経費の節減に関する目標を達成するための措置

a 「管理的経費削減に係る行動目標」に基づき、適切な執行を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産の有効活用に関する目標を達成するための措置

a 引き続き、Jファンド等を用いて、効果的な資金運用を推進する。

b 引き続き、不要設備等の整理によって生じる空きスペースの有効利用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 評価の充実に関する目標を達成するための措置

a1 平成 24 年度に改善を図った、環境マネジメントシステムを実施する。

a2 有識者による外部評価委員会を設置し、本学の業務全般における外部評価を実施するほか、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間における中期計画の進捗状況についても外部評価を実施する。また、認証評価機関による大学機関別認証評価を受審する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 情報管理の一元化に関する目標を達成するための措置

a ロゴマークを活用した関連グッズ製作に着手し、広報活動に活用する。

b ホームページを、各ユーザの利便性に配慮したコンテンツにするための再構築を検討する。また、地域貢献の一環として、地域のイベント等へ積極的に参加する。

c 学内規則等に基づき情報管理を徹底するとともに、個人情報の管理状況監査についてより適切な方法を構築する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① マスタープランの見直しに関する目標を達成するための措置

a-1 設備の整備状況等に係る調査を引き続き実施し、設備マスタープランの必要な見直しを行う。



- a-2 設備の利用率調査を実施し、的確に分析することにより、有効利用を促進させる。
- a-3 施設のマスタープラン（キャンパスマスタープラン）を基に、施設整備を推進する。
- b1-1 施設の利用率調査を継続して実施するとともに、有効利用を促進するための方策について検討を行う。
- b1-2 近年増加している女子学生に係る就学環境の整備及び経済的負担の軽減を目的として、また、キャンパスマスタープランに掲げている土地有効活用の観点から、女子寮の建設に着工する。これに伴う運営に係る規則等の整備を行うことで、受入体制を整える。
- b2 継続して施設設備の管理・運用のための組織の検討を行う。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### ① 安全管理体制の強化と活動の推進に関する目標を達成するための措置

- a1 労働災害防止啓発のための講演会を継続して開催すると共に、安全衛生委員会において労働災害防止のための検証を行う。また、メンタルヘルスに対する教職員の理解・意識向上を目的とした講演会を継続して実施する。
- a2 ハラスメントに関する知識を教職員に広く周知するための研修会を新たに行うとともに、イントラネットを利用した関連ビデオの常時視聴化を継続して実施する。
- a3 これまでの安全衛生講習会のアンケート分析結果をもとに、講習会の充実を図る。また、作業環境測定システムを更に発展させるための検討を行い、システムの充実を図る。

### ② 情報セキュリティ対策の強化に関する目標を達成するための措置

- a 平成 24 年度に改訂した情報セキュリティーポリシーに基づき、情報セキュリティー対策をさらに強化するための方策を検討する。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

### ① 法令遵守体制の強化に関する目標を達成するための措置

- a 監事、監査室及び不正防止対策室の連携を継続する。また、全学的に法令遵守の意識を高めることを目的に、監査等に関する情報の共有を図る。

b-1 不正防止対策室において、啓発活動を実施するとともに、不正発生要因の把握及び不正防止対策の強化を図る。

b-2 平成 24 年度に整備した「学位論文審査及び最終試験の評価基準」に則り、評価の客観性及び厳格性を担保した学位審査を実施する。

## VI 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### ○ 短期借入金の限度額

#### 1 短期借入金の限度額

7 億円

#### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡又は担保に供する計画はない。

## IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
総合研究棟（工学系）新営 小規模改修	総額 322	施設整備費補助金（304） 国立大学財務・経営センター施設費交付金（18）

注）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

(1) 平成 25 年度の常勤職員数 139 人

また、任期付職員数の見込みを 123 人とする。

(2) 平成 25 年度の人件費総額見込み 2,147 百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 25 年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,448
施設整備費補助金	304
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	18
自己収入	1,183
授業料、入学金及び検定料収入	1,156
雑収入	27
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	154
目的積立金取崩	263
計	4,370
支出	
業務費	3,894
教育研究経費	3,894
施設整備費	322
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	154
計	4,370

[人件費の見積り]

期間中総額 2,147 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注)「運営費交付金」のうち、平成 25 年度当初予算額 2,225 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 223 百万円。

「施設整備費補助金」のうち、前年度よりの繰越額 304 百万円。

## 2. 収支計画

### 平成 25 年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	3,953
業務費	3,482
教育研究経費	876
受託研究費等	111
役員人件費	218
教員人件費	1,510
職員人件費	767
一般管理費	241
財務費用	2
減価償却費	228
収入の部	
經常収益	3,953
運営費交付金収益	2,351
授業料収益	1,042
入学金収益	161
検定料収益	46
受託研究等収益	126
寄附金収益	25
施設費収益	3
補助金等収益	0
財務収益	0
雑益	27
資産見返運営費交付金等戻入	125
資産見返補助金等戻入	20
資産見返寄付金戻入	27
資産見返物品受贈額戻入	0
純利益	0
総利益	0

### 3. 資金計画

#### 平成 25 年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,717
業務活動による支出	3,536
投資活動による支出	750
財務活動による支出	83
翌年度への繰越金	348
資金収入	4,717
業務活動による収入	3,562
運営費交付金による収入	2,225
授業料・入学金及び検定料による収入	1,156
受託研究等収入	126
補助金等収入	0
寄附金収入	28
その他の収入	27
投資活動による収入	322
施設費による収入	322
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	833

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

工学部	機械工学科	320 人	
	社会環境工学科	320 人	
	電気電子工学科	320 人	
	情報システム工学科	240 人	
	バイオ環境化学科	240 人	
	マテリアル工学科	200 人	
	（第 3 年次編入学定員）	20 人	
工学研究科	機械工学専攻	44 人	（博士前期課程）
	社会環境工学専攻	40 人	（ " ）
	電気電子工学専攻	40 人	（ " ）
	情報システム工学専攻	32 人	（ " ）
	バイオ環境化学専攻	36 人	（ " ）
	マテリアル工学専攻	32 人	（ " ）
	生産基盤工学専攻	9 人	（博士後期課程）
	寒冷地・環境・エネルギー工学専攻	9 人	（ " ）
	医療工学専攻	6 人	（ " ）